



2008年2月19日 第2008-27号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

4期連続マイナス改定

中医協・2008年度診療報酬改定答申

中央社会保険医療協議会（中医協）は、厚生労働大臣より諮問された「2008年度診療報酬改定」に対して、主要項目の改正案を答申しました。

今回の診療報酬改定率は、薬価や材料価格はマイナス1.2%、診療報酬本体部分は0.38%のプラス改定となり、全体でマイナス0.82%と4期連続のマイナス改定になりました。

病院勤務医の負担軽減

今回の改定における最大のポイントは、産科や小児科をはじめとする病院勤務医の負担軽減であり、ハイリスクの妊産婦に対する評価の充実や、子ども病院などの更なる評価、これまで診療所の評価に充てられていた財源を病院の評価に移す見直しが行われました。

病院と診療所の再診料の格差是正は、診療所の再診料には手を付けず、病院の再診料を3点引上げて、格差の縮小をはかることにとどまりました。一方前回の診療報酬改定で、小計のわかる領収書の発行が義務付けられましたが、今回改定では、患者の請求に応じてレセプト（診療報酬明細書）並の「明細書」の発行がベッド数400床以上の医療機関を対象に義務付けられました。（実費の徴収可）

コンタクトレンズ検査料1本化

また、医療費の配分の中で効率化の余地がある領域について検討が行われました。これまで、軽いやけどの処置、湿布処置等は個別に評価されていましたが、高度な技術を必要としない処置等は基本診療に含めて評価されます。ジェネリック医薬品（後発医薬品）は使用促進をはかるため、現行は「後発医薬品へ変更可」の場合処方箋に医師が署名をしていましたが、「後発医薬品への変更が不可」である場合に医師が処方箋に署名する方式に変更されます。さらに、コンタクトレンズ検査料は今回の改定で1本化されます。現在、コンタクトレンズを装着するための初回検査料が387点で2回目の検査料が112点（施設の規模により初回193点、2回目56点の場合もあります）のため、「コンタクトレンズ眼科」といわれる眼科では、「A眼科」を「B眼科」に名称変更して常に初回検査料を請求しているところがあり問題になっていました。

連合・古賀事務局長は談話で「正常分娩の保険適用、診療所の再診料見直し、『明細書』発行の無償義務化など今後に向けて検討する課題が残った。今次改定による医療現場への影響を注意深く検証し安心と信頼の医療制度確立に向けて全力で取り組んでいく」と述べました。

診療報酬支払制度（点数単価出来高払い制度）

現在の診療報酬支払制度は、検査や投薬を含めたすべての診療行為を一つ一つ点数換算して、総点数に1点単価（10円）をかけた額を、保険者（健保組合等）から医療機関に支払う制度。中医協では、この点数を何点にするか（評価）協議して厚生労働大臣に答申します。

病院と診療所の違い

病院 = ベッド数20床以上

診療所 = ベッド数19床以下